

監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書210 監査業務の契約条件の合意 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2019年 6 月 12日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 6 月 8 日 改正 2022年 6 月 16日 改正 2022年 10月 13日 改正 2024年 9 月 26日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第5号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《3. 監査業務の契約条件に関する合意》 (省 略) 《(2) 監査契約書又は他の形式による合意書》(第8項参照)	監査基準報告書210 監査業務の契約条件の合意 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2019年 6 月 12日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 6 月 8 日 改正 2022年 6 月 16日 改正 2022年 10月 13日 最終改正 2024年 9 月 26日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第5号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《3. 監査業務の契約条件に関する合意》 (省 略) 《(2) 監査契約書又は他の形式による合意書》(第8項参照)

改正案	現 行
(省 略)	(省 略)
《監査契約書の様式及び内容》 A24. 監査契約書の様式及び内容は、企業によって異なる場合がある。監査契約書における監査人の責任の記載は、監査基準報告書200第3項から第9項を参考にして行う場合がある。経営者の責任に関する記述については、本報告書の第4項(2)に示されている。監査契約書には、第8項により要求される事項に加えて、例えば、以下の事項を記載することがある。 ・ 監査の範囲に関するより詳細な説明（適用される法令等、一般に公正妥当と認められる監査の基準及び日本公認会計士協会の公表した監査人が遵守すべき職業倫理に関する規則等） ・ 監査報告書以外の監査業務の結果に関するコミュニケーションの方法 ・ 監査及び内部統制の固有の限界のため、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して、適切に監査を計画し実施しても、重要な虚偽表示が発見されないという回避できないリスクがある旨 ・ 監査の計画及び実施に関する取決め（監査チームの構成を含む。） ・ 経営者確認書の入手が予定されている旨（A13項参照） ・ 予定されている日程どおりに監査人が監査を完了できるよう、財務諸表の草案及びその作成に関連する全ての情報（総勘定元帳や補助元帳以外から入手した情報を含む。）並びにその他の記載内容の草案を監査人が適時に利用できるようにすることについての経営者の合意 ・ 経営者が、監査報告書日の翌日から財務諸表の<u>公表</u>日までの間に知るところとなった、財務諸表に影響を及ぼす可能性のある事実を監査人に通知することについての経営者の同意 ・ 報酬計算の考え方及び請求の方法 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上	《監査契約書の様式及び内容》 A24. 監査契約書の様式及び内容は、企業によって異なる場合がある。監査契約書における監査人の責任の記載は、監査基準報告書200第3項から第9項を参考にして行う場合がある。経営者の責任に関する記述については、本報告書の第4項(2)に示されている。監査契約書には、第8項により要求される事項に加えて、例えば、以下の事項を記載することがある。 ・ 監査の範囲に関するより詳細な説明（適用される法令等、一般に公正妥当と認められる監査の基準及び日本公認会計士協会の公表した監査人が遵守すべき職業倫理に関する規則等） ・ 監査報告書以外の監査業務の結果に関するコミュニケーションの方法 ・ 監査及び内部統制の固有の限界のため、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して、適切に監査を計画し実施しても、重要な虚偽表示が発見されないという回避できないリスクがある旨 ・ 監査の計画及び実施に関する取決め（監査チームの構成を含む。） ・ 経営者確認書の入手が予定されている旨（A13項参照） ・ 予定されている日程どおりに監査人が監査を完了できるよう、財務諸表の草案及びその作成に関連する全ての情報（総勘定元帳や補助元帳以外から入手した情報を含む。）並びにその他の記載内容の草案を監査人が適時に利用できるようにすることについての経営者の合意 ・ 経営者が、監査報告書日の翌日から財務諸表の<u>発行</u>日までの間に知るところとなった、財務諸表に影響を及ぼす可能性のある事実を監査人に通知することについての経営者の同意 ・ 報酬計算の考え方及び請求の方法 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上
・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） ・ 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） ・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書560「後発事象」（ 年 月 日改正） (省 略) 以 上	・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） ・ 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） (省 略) 以 上

以 上